

地域産業保健センターをご利用の皆様へ

令和4年度の地域産業保健センターご利用に関するお知らせとお願い

日頃より地域産業保健センターをご利用いただきありがとうございます。

地域産業保健センターが提供するサービスは、国からの補助金により運営されており、活動資金には限りがあります。ご利用の申込みをすれば必ずサービスが受けられるとお約束できるものではなく、状況によっては申込みをお受けできない場合があります。

このたび、令和4年度の活動資金となる補助金が査定された影響で、地域産業保健センターが提供できるサービスについて令和3年度比で4分の3程度に減少することとなり、申込みをお受けできない（自費での対応をお願いする）場合が増えることが予想されます。

地域産業保健センターのサービスを、より小規模の企業様、新規ご利用の企業様に幅広くご利用いただくため、大変申し訳ございませんが、次の事項についてご協力をお願いいたします。

- ・ 大企業の支店、営業所等のご利用いただけません。
- ・ 企業全体の労働者数が50人未満である（より小規模な）企業を優先し、対応させていただきます。企業全体の労働者数が50人以上の企業は、申込みをお受けできない場合があります。
- ・ 年度のご利用回数は原則1回までとさせていただきます。
- ・ 新規にご利用をお申込みの事業場を優先し対応させていただきます。毎年繰り返しご利用されている場合、申込みをお受けできない場合があります。
- ・ 申込みは、岡山産業保健総合支援センターのホームページ

(<https://okayamas.johas.go.jp/chisanpo/>) よりお願いします。

《参考》中小企業事業主とは、次の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時使用する労働者の数」のいずれかを満たす事業主です。この基準を超えるものは大企業とみなします。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- * 地域産業保健センターをご利用いただけない場合は、健康診断を実施した医療機関、近隣の医療機関、または、本社・支店等の産業医に協力が得られないかをご確認ください。
- * 協力が得られない場合は、産業医（有償）をご紹介しますので、別途下記あてにご相談ください。

独立行政法人労働者健康安全機構

岡山産業保健総合支援センター 電話 086-212-1222

地域産業保健センター（岡山、倉敷、玉野・児島、美作、井笠・浅口、東備、備北）

<https://okayamas.johas.go.jp/>